


所管部課	市民部 産業振興課	部長	村上 敏彰	
件名	東大和市農業委員会委員選任手続に関する規則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市農業委員会委員選任手続に関する規則（平成29年規則第3号）		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市嘱託員等の報酬に関する規則の廃止に伴い、東大和市農業委員会委員選任手続に関する規則の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 第2条第3号中「及び特別職の職員（東大和市嘱託員等の報酬に関する規則（平成3年規則第14号）の適用のある者に限る）」を削る。</p> <p>(2) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響および効果 本規則の改正により、適切な事務を執行できる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。